

空き家をお持ちの方へ

●所有者には責任があります

空き家を放置するといろいろな問題が！

空き家を適切に管理せずに放置すると、建物の劣化が進み、防災面や防犯面、衛生面の問題が発生する恐れがあります。あなたが持っている空き家は今、どんな状態ですか？

平成27年5月から、空家等対策特別措置法が施行されました

空き家の所有者または管理者には、防災・衛生・景観等において地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないように、空き家等を適切に管理する責務があると定められています。

損害賠償に発展したら

空き家等の管理不全が原因で、隣家に損害を与えたり、近隣住民に危害を及ぼした場合、空き家の所有者は被害者に対してその損害を賠償する責任（民法717条）を負う可能性があります。

放置するとお金もかかります

建物は年月の経過とともに傷んでいきますが、人が住まなくなると急速に劣化が進んでしまいます。建物の劣化が進行すると、改修や修繕、雑草や害虫の駆除などの費用が大きくなります。

●しっかり管理しましょう

空き家は定期的な点検と補修が必要です

空き家でご近所や周辺に迷惑をかけないためには、定期的なメンテナンスが必要です。建物の現状を維持するため、日頃から定期的に状態を点検し、不良箇所を発見した場合は補修を行いましょう。

ワンポイントアドバイス

空き家にするときは、近所や地域の方に連絡先を伝えておくと、異常があった場合などの連絡や対応もとりやすくなります。

●空き家を活用しましょう

いろいろな活かし方があります

親から相続した家など空き家にしておくことは、税金や維持管理の費用がかかりもったいないと思われる。空き家は、建物としての価値がある間に早めに活用することがお勧めです。空き家の活用には、賃貸や売却などいろいろな方法があります。

しりべし空き家BANKという方法も

しりべし空き家BANKは後志管内19町村と建築・不動産の専門家団体および後志総合振興局が運営する団体で、インターネットを通じて空き家に関する情報を発信し、売り手・貸し手と買い手・借り手をマッチングすることで後志に移住したい方をサポートしています。

問合せ まちづくり計画課 空き家グループ ☎21-2124

草刈り作業による漏油事故防止

刈払機等を用いた作業をおこなう方々への注意喚起です！！
灯油等燃料タンク付近での刈払機による作業により、タンクからの送油管を切断することのないよう十分に気を付けてください。
万が一、送油管を切断し漏油させてしまうと土壌が汚染されるため、汚染土壌を撤去し新しい土砂に置き換えなければならない、自らの責任で処理・復旧しなければなりません！！



汚染土壌を処理するには莫大な費用がかかります！！

送油管付近では、人力による除草を心がけ漏油事故を起こすことのないようお願いいたします。

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118